

# 【案】

平成30年5月 日

尼崎市長

稲村 和美 様

尼崎市総合計画審議会

会長 加藤 恵正

後期まちづくり基本計画の策定について（答申）

平成28年12月22日に市長から諮問のありました総合計画に関する諮問のうち、「後期まちづくり基本計画の評価等」について、本審議会において広範な視点から慎重に審議を行った結果、別紙のとおり答申します。

以 上



# 【案】

## 1 はじめに

第5次尼崎市総合計画は、平成25年度から平成34年度を計画期間とする市のまちづくりの基本となる最も重要な計画であり、まちづくり構想において、実現に向けて取り組んでいく、市民、事業者と行政とで共有していきたい「ありたいまち」と、その「ありたいまち」をめざして、まちづくりを進めていく上での基本的な姿勢を示している。また、まちづくり基本計画において、分野ごとの取組の方向性を示し、それらを踏まえ、各部局において分野別計画を策定するとともに、毎年度の事業展開を行っている。

まちづくり基本計画については計画期間を5年間としており、前期まちづくり基本計画が平成29年度に計画年限を迎えたことから、去る平成29年11月8日に、平成30年度から平成34年度を計画期間とする後期まちづくり基本計画（以下「後期計画」という。）の策定に係る答申を当審議会が行ったところである。

しかしながら、社会経済情勢等、変化が激しい現在において、総合計画は「つくる」だけでなく、活用しながら、適時、市の置かれている状況や目標達成に向けての課題を認識し、その解決に向けて議論を行うことがますます重要であり、総合計画の進捗管理と総合計画に示す各施策の推進に向けて必要に応じ策定する分野別計画との連携強化が必要という市の課題認識から、計画策定と併せて計画の評価等についても市長からの諮問を受け、この度、「後期まちづくり基本計画の評価等」について答申をまとめたものである。

## 2 総合計画の進捗管理の現状と課題

### (1) 施策評価の実施

尼崎市では、総合計画策定以後、毎年度決算を基に、総合計画及び尼崎版総合戦略の進捗管理手法として「施策評価」を実施している。

「施策評価」では、施策の重要度や満足度等について、無作為抽出した市内在住の満15歳上の市民2,500人を対象に市民意識調査を実施し、その結果を踏まえながら、二段階の内部評価を行っている。また、平成29年度からはその施策評価結果が市議会の決算審査における資料として活用され、決算を踏まえ、次年度の予算編成につなげるという総合計画の進捗管理としてスキームが確立されている。

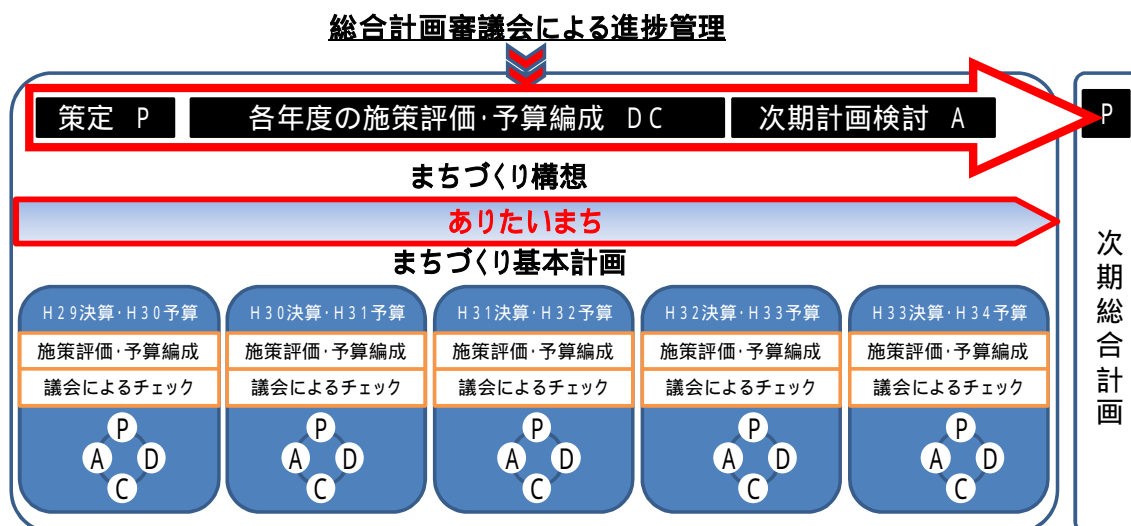
### (2) 現状を踏まえた課題

#### 基本構想レベルの進捗管理の実施

前述の施策評価は、各施策ごとの進捗管理をベースとしており、また、議会においても決算を踏まえた次年度予算というPDCAに重きを置いた審査を行っている。

そのため、進捗管理の視点としては、総合計画のうち、まちづくり基本計画が中心と感じられ、まちづくり構想において示す「ありたいまち」への進捗、次期総合

計画に向けた継続性といった基本構想レベルの中長期的視点からの進捗管理を強化することで、総合計画全体の進捗管理が可能となると考えられる。また、その進捗管理の強化にあたっては、計画策定を担う審議会の専門的見地の活用が効果的と考えられる。



#### 総合計画と分野別計画の連携

総合計画は市の最上位の計画であり、まちづくり基本計画において各施策の方向性を示し、その推進のため必要に応じ分野別計画をそれぞれの部局で策定している。そのため、総合計画の進捗管理にあたっては、総合計画だけでなく分野別計画の策定状況等も意識しながら実施していくことが必要であり、総合計画と分野別計画の情報共有が強化されることで、分野別計画との整合性を図が図られ、総合計画に基づくまちづくりの推進につながるものと考えられる。

### 3 後期まちづくり基本計画の評価等

#### (1) 進捗管理手法等の確立

今後、当審議会が総合計画の進捗管理を行うにあたり、具体的に何をどのように進めていくのか、など、その手段や方法（以下「手法」という。）について早期に確立する必要がある。

しかしながら、当審議会が担う次期計画に向けた中長期的な進捗管理では、後期計画期間の5年間においても、社会情勢等、市を取り巻く状況が変化することが見込まれ、現時点での手法が時間の経過により必ずしもその時点における最適なものであり続けることは困難であり、市の施策評価がそうであるように、進捗管理手法についてはベースを固定しながらも、絶えず、効率的・効果的な手法について検討し、それを反映させていくことが効果的であると考えられる。特に、後期計画においては、「主要

取組項目」や「行政運営」についてもその振り返りを行い、その結果に基づいて施策における事務事業展開の見直しを行うことを明記しており、これらは市としても初めての取組と言えるものである。

以上のことから、当審議会が行う進捗管理の手法については、次期計画策定も見据えながら、その運用等を踏まえる中で、継続的に検討し、適時改善していくことが望ましい。

## (2) 審議会の継続的な関与

前述のとおり、状況の変化等に柔軟に対応するため、進捗管理の手法については固定するのではなく、継続的に検討し、適時改善していくなど、自由度の高いものにしておくこととした場合、その検討体制ともいえる審議会の組織についても強化することが望ましい。

当審議会は、尼崎市総合計画審議会条例（昭和52年条例第42号）第1条において、「総合計画に関する重要な事項について、市長の諮問に応じ、調査審議させるため」設置されており、第2条第3項において「委員は、当該諮問に係る調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする」と規定されている。つまり、現在の規定においては、当審議会が継続的に進捗管理手法について検討を行い、また、進捗管理を行う場合、市長の諮問を受け、答申を行う形式に限定されており、より効率的かつ主体的に当審議会として進捗管理に関与していくためにも、審議会を常設化し、所掌事項としての計画の進捗管理について規定することが望ましい。

## 4 おわりに

めまぐるしく社会情勢が変化する現在において、行政上の目標を達成するために計画を策定することは不可欠であり、その計画にそったまちづくりを進めていくことが重要である。

本答申では、平成30年度からの後期計画の策定にあわせ、まちづくり構想も含めた計画全体の推進にあたり、尼崎市における総合計画の進捗管理の現状と課題を踏まえる中で、課題解決に向け当審議会の常設化及び所掌事項に計画の進捗管理を追加した上で、計画の進捗管理手法を継続的に検討し、随時改善していくべきであるとした。

今後、尼崎市においては、本答申を十分に尊重した上で、当審議会が計画の進捗管理に関与するための諸手続きを進め、行政とともに実施できる体制整備を進められたい。

その体制整備が整った際には、当審議会として、進捗管理手法を検討するうえで留意する点を示しておく。

- ・総合計画は市の最上位の計画であり、その進捗管理にあたっては分野別計画との整合性を意識しながら進める必要がある。

- ・ 尼崎市の総合計画の特長の1つは、市民・事業者の役割を示し、目指すまちの将来像を誰もが共感できる「ありたいまち」とし、協働の観点を非常に意識した計画となっている。そのため、進捗管理にあたっては、協働の視点を意識しながら進める必要がある。
- ・ 計画の進捗管理の最大の目的は、行政サービスの向上である。そのため、計画の進捗管理にあたっては、そのプロセスが過度の負担とならないように意識しながら進める必要がある。
- ・ 審議会の常設化にあたっては、次期計画策定も見据え、特別委員や臨時委員など、柔軟に、幅広く意見聴取できる体制整備を進める必要がある。

以 上